



# うちなー健康経営宣言

第 396 号

令和 4 年 3 月 15 日 登録  
令和 年 月 日 更新

## 代表者メッセージ

- ・職場の環境整備や働き方改革を通して、従業員の健康基盤づくりを推進します。
- ・従業員への健康情報の提供や個別支援を通して、ヘルスリテラシー向上に取り組みます。
- ・生活習慣の改善とともに予防、早期発見、両立支援などからだの健康づくりに取り組みます。
- ・一人ひとりがメンタルヘルスを理解し、適切に心のケアができるように支援します。
- ・取り組みを通して従業員と家族の“人間の生命の輝き”の実現を目指します。

## 取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 従業員に対して健康意識を向上させる取組を行う。
5. 運動機会の増進に取り組む。
6. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
7. 適正飲酒対策に取り組む。
8. 血圧管理に取り組む。
9. 感染症予防に取り組む。
10. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。
11. メンタルヘルス対策に取り組む。
12. 治療と仕事の両立支援に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。